

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容 企業年金制度等については、現在社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	[—]	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、企業年金・個人年金の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、企業年金・個人年金の充実が重要である。 現役世代の働き方・ライフコースが多様化しており、企業年金・個人年金を取り巻く環境は変化している。また、高齢期の長期化と就労の拡大等を踏まえ、企業年金・個人年金における役割が重要となっている。 こうした状況を踏まえ、拠出限度額の引き上げや加入可能年齢の引き上げを含めた企業年金・個人年金の制度改正について、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 施策目標1-2 高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること
		政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金・個人年金制度の更なる充実・普及を図ることは、国民の高齢期の所得確保に資することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	公的年金と相まって国民の所得確保を図るためには、企業年金・個人年金制度の更なる充実・普及が求められる。
--	---------------	---

これまでの 税負担 軽減 措置等 の 適用 実績 と 効果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	<p>直近の企業年金・個人年金に係る税制改正要望は以下のとおり。 （平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 ・確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し （令和 2 年度） ・企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 （令和 3 年度） ・企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し （令和 5 年度） ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税措置の延長 	